

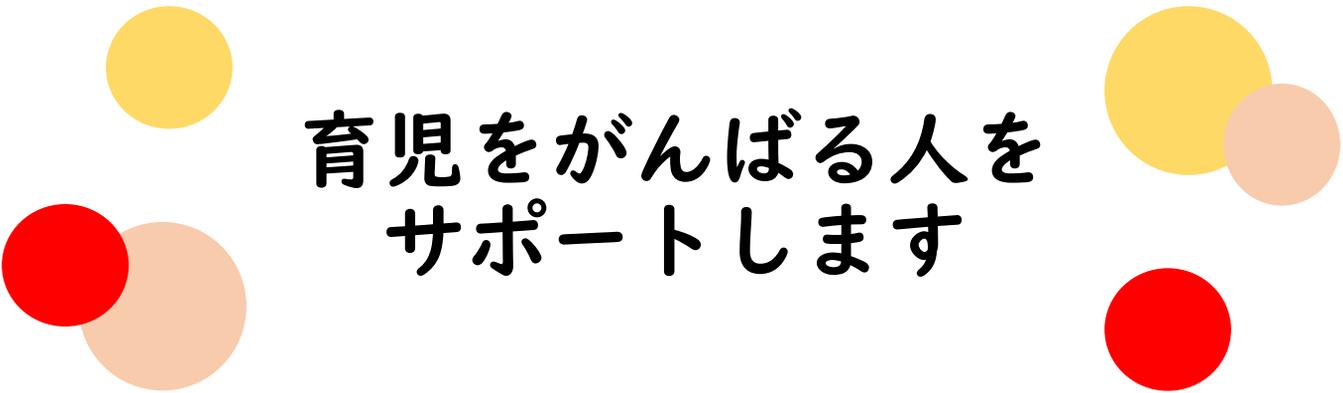
ファミリー・サポート・センター 会員の手引き

子育ての
「援助を受けたい人」と
「援助を行いたい人」が
会員となって地域の中で子育てを
助け合う
有償ボランティア組織です



幸田町ファミリー・サポート・センター

令和5年4月1日改訂



育児をがんばる人を サポートします

も く じ

ファミリー・サポート・センター事業のしくみ	・・・ P 2
援助活動までの流れ	・・・ P 3
会員の心得	・・・ P 4
ご利用料金	・・・ P 7
補償保険	・・・ P 10
よくあるご質問	・・・ P 12
ファミリー・サポート・センター会則	・・・ P 18
緊急連絡網	・・・ P 21



お手伝いします

- ・ 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎と預かり
- ・ 冠婚葬祭や学校行事の際の預かり
- ・ 買い物など外出の際の預かり
- ・ 引っ越し準備や通院の際の預かり

❁他にも様々な援助を行っています。ご相談ください。

※活動時間は、午前7時から午後8時までです。

預かり場所は、援助会員の自宅および、町の指定施設（開所時間内）で行います。ただし、依頼会員が自宅や他の場所での託児を希望した場合、援助会員の上承が得られれば、可能となる場合があります。

子どもの受け渡しについては

「大人から大人へ」安全に

受け渡すことが決まりです。

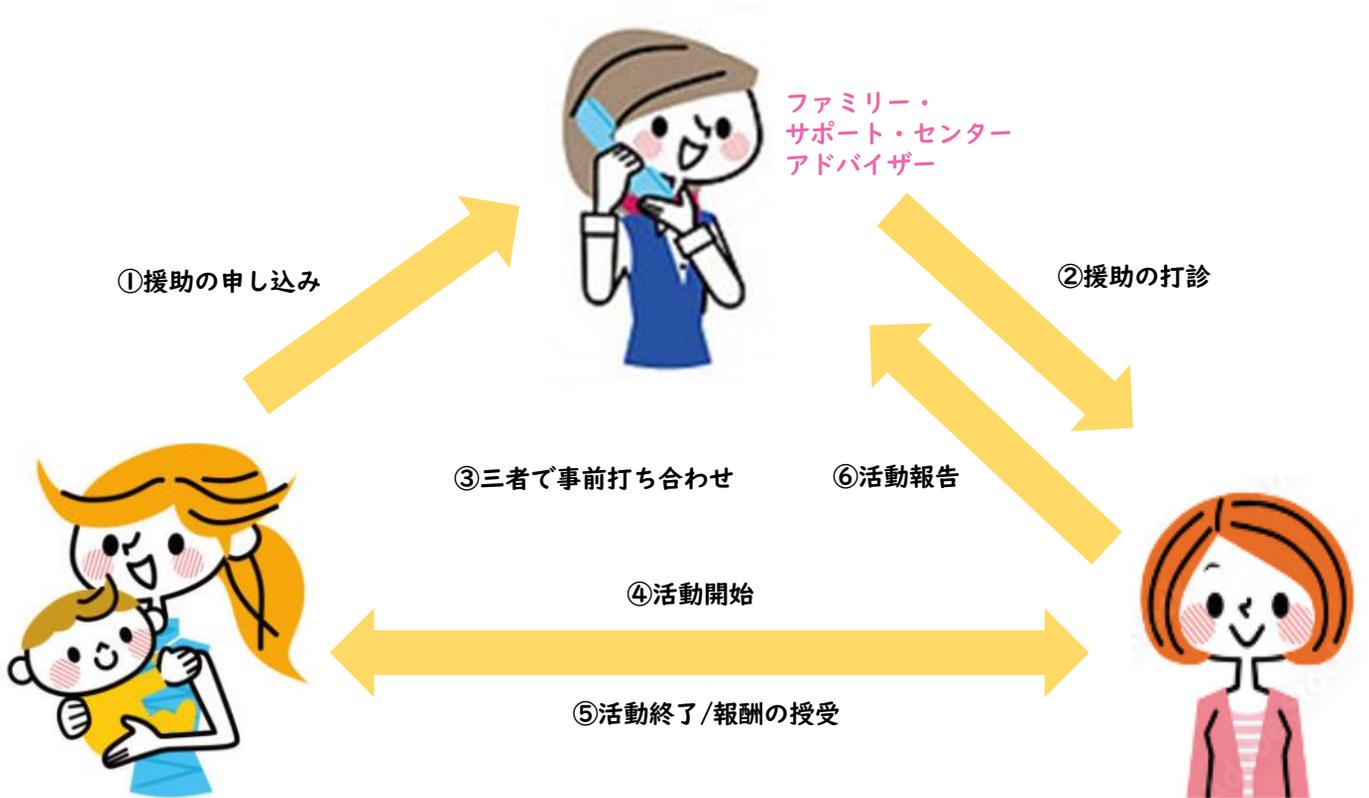


こんなサポートはできません

- ・ 長時間にわたる保育
- ・ 宿泊を伴う預かり
- ・ 病児・病後児の送迎、預かり
- ・ 家事の手伝い
- ・ 集団託児

ファミリー・サポート・センター事業のしくみ

子どもを持つすべての家庭が、地域で安心して子育てができるよう、会員のみなさまを結び、相互援助活動をサポートします。



依頼会員

(子育ての援助を受けたい人)
町内在住で、
概ね3か月～中学3年生の子ども
または、18歳までの
障がい者のいる人

両方会員

(依頼会員と
援助会員の
両方を兼ねる人)

援助会員

(子育ての援助を行いたい人)
町内在住で、
援助会員養成講習会を受講した
心身ともに健康な18歳以上の人

①

援助の申し込み

▼

依頼したい日が決まったら、ファミリー・サポート・センター（以下、ファミサポセンターという。）に連絡してください。電話、FAX、メールで受け付けます。

②

援助の打診

▼

ファミサポセンターは依頼内容に応じた援助会員を探し、事前打ち合わせの日時を調整します。

③

三者で事前打ち合わせ

▼

援助日時、内容、注意事項（アレルギー等）、緊急時の連絡方法など話し合います。送迎依頼の場合、依頼会員は、援助会員が送迎することを送迎先へ事前に連絡をしてください。

④

活動開始

▼

事前打ち合わせ通りの日時・内容で援助活動をします。

⑤

活動終了／報酬の授受

▼

依頼会員は、援助活動報告書の内容を確認し報酬を支払ってください。

⑥

活動報告

援助会員は、援助活動報告書を記入し、翌月5日までにファミサポセンターへ提出してください。

会員の心得

- ファミリー・サポート・センター事業の会則を守ります。
- お互いのプライバシーを守ります。援助により知り得た他人の情報についても、秘密を漏らしません。退会後も同様です。
- 会員証は常時携帯し、請求があったときは提示します。
- 約束した時間(開始・終了)は必ず守ります。
- 安全チェックリストなどにより、常に子どもの安全を確認します。
- 会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにファミサポセンターへ連絡します。
- 援助中の事故については、当事者である会員間で解決します。
(事故やトラブルのないよう事前打ち合わせは十分行ってください。)
- 送迎日の追加や時間の変更など、会員同士で交渉が成立した場合、必ずファミサポセンターに連絡します。(連絡がない場合、事故などが起きても保険の対象となりません。)
- 手引きの他、ファミサポセンターからの資料等は、必ずよく目を通します。
- 事前打ち合わせ票は大切に保管し、必要でなくなったらファミサポセンターへ返却するかシュレッダーにかけます。



援助活動は、お互いの信頼関係により成り立っています。

時間や決まり事を守ることで無理なく安心して活動できます。

お互いに思いやりの気持ちを持って接しましょう。

お互いの笑顔がお子さんを笑顔にします。

依頼会員の方へ



- 依頼した援助内容以外のことは要求しないでください。
- 保育施設等への送迎を依頼する時は、事前に施設側に連絡をしてください。
- 援助終了後に定められた利用料金を援助会員に支払ってください。原則、お金は封筒に入れるなど配慮をお願いします。
- 言葉を話さない赤ちゃんであっても大人の言っている言葉は分かります。子どもの不安を少しでも和らげるため、子どもを預ける前には、その理由をわかりやすく子どもに伝えてください。
- 子どもの体調が悪い時は無理をせず、依頼をキャンセルしてください。
- 利用にあたっては、感謝の気持ちを忘れないように心がけましょう。
- お子さんが新たに生まれた時など家族構成に変更がありましたら、ファミサポセンターに連絡してください。

援助会員の方へ



- 第三者へ援助を任せないようにしてください。
- 援助活動中に事故が発生した場合は、「緊急連絡体制」(P21参照)に沿って対応し、速やかにファミサポセンターへ連絡してください。
- 体調が悪い時など援助活動に支障をきたすような状態にある場合は、活動を行わないでください。(なるべく前日までに連絡してください。)
- 活動報告書は翌月5日までにファミサポセンターへ提出してください。

預ける前のチェックリスト

お子さんを預ける前に、このチェックシートを参考にして、用意するもの、援助会員さんに伝えることなどを確認しましょう。

- 1 ファミサポセンターに活動が成立したことを連絡しましたか。
- 2 援助会員に緊急連絡先を知らせてありますか。
- 3 ファミサポセンター、援助会員宅の電話番号は控えてありますか。
- 4 お子さんの体調、様子はいつもと変わりないですか。
- 5 保育園等に援助会員が送迎することを連絡してありますか。
- 6 食事（離乳食等）、ミルク、おやつは準備してありますか。
- 7 おむつ、着替え、おもちゃの準備はしてありますか。
- 8 帽子や防寒具は準備してありますか。
- 9 報酬を釣銭のないように準備してありますか。
- 10 かかりつけの医療機関の確認はしてありますか。



①30分以下の活動

		平日	土・日・祝日・年末年始
(ア)	終了時刻が 午後7時を超えない	500円	550円
(イ)	終了時刻が 午後7時を超える	550円	600円

②30分を超えて1時間以下の活動

		平日	土・日・祝日・年末年始
(ウ)	終了時刻が 午後7時を超えない	700円	800円
(エ)	終了時刻が 午後7時を超える	700円+100円	800円+100円

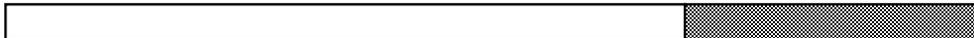
③1時間を超える活動

		平日	土・日・祝日・年末年始
(オ)	終了時刻が 午後7時を超えない	700円×援助時間	800円×援助時間
(カ)	終了時刻が 午後7時を超える	700円×援助時間+100円	800円×援助時間+100円

(カ)の場合の報酬の計算方法

午後6時

午後7時~7時20分



(平日の場合)

$$700円 \times \langle (1時間20分) \rightarrow 1時間半 \rangle + 100円 = 1,150円$$

(きょうだい2人目の計算)

$$350円 \times \langle (1時間20分) \rightarrow 1時間半 \rangle + 50円 = 575円$$

計 1,725円

(土・日・祝日・年末年始の場合)

$$800円 \times \langle (1時間20分) \rightarrow 1時間半 \rangle + 100円 = 1,300円$$

(きょうだい2人目の計算)

$$400円 \times \langle (1時間20分) \rightarrow 1時間半 \rangle + 50円 = 650円$$

計 1,950円

援助活動時間の規定

- ・援助活動時間は、午前7時～午後8時までです。
- ・援助活動時間は、援助会員の自宅で子供を預かる場合、援助会員が、子どもを預かった時から依頼会員が子どもを迎えに来た時までです。
- ・援助活動時間は、送迎を伴う場合、援助会員が自宅を出て、送迎し、帰宅するまでの時間を援助活動時間とします。なお、援助活動の始まりについては会員相互の話し合いで決めることもできます。



報酬金額

- ・活動時間が、30分以下の場合のみ平日500円、その他550円となります。（終了時刻が午後7時を超える場合は、50円を加算します。）
- ・活動時間が、1時間を超えた30分以下の場合は、0.5時間分の報酬（平日350円、その他400円）、30分を超える場合は、1時間分の報酬（平日700円、その他800円）となります。
- ・きょうだいで預かった場合、2人目以降のお子さんは、半額の報酬になります。ただし、活動時間が異なる場合には、時間が短い方のお子さんが半額の対象となります。
- ・当日キャンセルの場合は、キャンセル料がかかります。
- ・延長する場合には、追加料金が加算されます。

キャンセル料

前日まで	無料
当日の指定時刻まで	予定料金の半額
・指定時刻を過ぎてから ・連絡なし	予定料金の全額

※都合により依頼を取り消す場合には、必ず援助会員とファミサポセンターに連絡をしてください。
※キャンセル料が発生した場合には、依頼会員が援助会員に直接支払ってください。
※台風や大雨等による気象警報や自然災害に伴う場合もキャンセル料はかかります。
予め会員間でご相談ください。
※大地震等、予測不可能な災害についてはキャンセル料はかかりません。

食事代

忙しくてお弁当などが準備できない時、援助会員宅での託児でお子さんの食事のみ援助会員さんに作っていただけます。報酬とは別に支払いが必要です。なお、食事の料金は事前打ち合わせ時に確認します。

参考価格

朝食	150円
昼食	200円
夕食	250円



会員間で行う援助は、援助を行いたい人と援助を受けたい人との準委任契約に基づくものであり、活動中に生じた事故については、当事者間である会員間で解決することになっています。ファミサポセンターでは、万一の事故に備えて5つの保険に加入しています。

※これらの保険はファミサポセンターが加入しており、会員の負担はありません。

※すべての事故が補償の対象となる訳ではありません。詳しくは、ファミサポセンターまでお問合せください。

援助会員傷害保険

援助会員が援助活動中や援助のため自宅と依頼会員宅や保育所などへの往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事由	保険金額（補償額）	事故日からの対象期間および対象内容
死亡	350万円	180日以内に死亡
後遺障害	14万円～350万円	180日以内に後遺障害発生
入院（1日）	2,000円	180日以内の入院に限る
手術	2,000円×所定倍率 （5倍または10倍）	180日以内に病院または診療所で手術
通院（1日）	2,000円	180日以内の通院（往診含む）90日限度

賠償責任保険

援助会員が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお援助会員と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、ファミサポセンターもしくは援助会員が負担する賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償するものです。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償（1名・1事故につき）	2億円
初期対応費用	1,000万円
訴訟対応費用（1事故につき）	1,000万円
現金・預かり品	10万円

依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが援助活動中に急激かつ偶然な外来事故により傷害を被った場合に援助会員の過失の有無に関わらず補償するものです。

事由	補償額	事故日からの対象期間および対象内容
死亡	300万円	180日以内に死亡
後遺障害	12万円～300万円	180日以内に後遺障害
入院(1日)	1,000円	180日以内の入院に限る ※1事故について30日を限度
手術	1,000円×所定倍率 (5倍または10倍)	180日以内に病院または 診療所で手術
通院(1日)	1,000円	180日以内の通院 (往診含む)90日限度

研修・会合傷害保険

ファミサポセンターが主催する各種事業(研修・交流会等)の参加者(講師・児童等含む)が事業の開催中および各種事業への往復途上(自宅との通常経路)に傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	事故日からの対象期間および対象内容
死亡	145万円	180日以内に死亡
後遺障害	5.8万円～145万円	180日以内に後遺障害発生
入院(1日)	1,500円	180日以内の入院に限る
手術	1,500円×所定倍率 (5倍または10倍)	180日以内に病院または 診療所で手術
通院(1日)	1,000円	180日以内の通院 (往診含む)90日限度

お見舞金制度

依頼会員の子どもが援助会員宅の財物を破損したり、援助会員の子どもにケガをさせた場合などに援助会員に対して30,000円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。

よくあるご質問

Q

子どもの預かり場所は、どこになりますか？

A

原則、援助会員の自宅です。しかし会員間の合意によりこの限りではありません。近所の公園や児童関係施設または、ファミサポルームも利用できます。特別な場合を除いて依頼会員の家ではお預かりできません。

Q

事前打ち合わせの場所は、どこになりますか？

A

原則、ファミサポルームでの事前打ち合わせになります。

Q

料金の支払い方法は？

A

援助活動終了後、依頼会員が援助会員にその都度直接料金を支払います。原則ファミサポセンターではお金の管理をしません。支払い方法の変更などは、会員間で取り決めを行い支払ってください。

Q

事前打ち合わせでは4時間の約束でしたが、実際は3時間半の利用でした。どう計算するのですか？

A

実際の活動時間で計算します。ご質問の場合は3時間半分となります。当日キャンセルではなく、時間の変更なので必ずファミサポセンターに連絡してください。



Q 保育所の送り迎えなどのように、1日2回の依頼のときは、料金は別々に計算するのでしょうか？

A 料金は別々で計算してください。例えば送り30分、迎え30分であっても合算せず、送り500円、迎え500円で合計1,000円として計算してください。報告書もそのように記載してください。

Q 2回目以降の依頼は、事前打ち合わせは必要ありませんか？

A 同一会員同士で同じ内容の場合は必要ありません。下記の場合は再度打ち合わせが必要です。

- (1) 前回打ち合わせ時に同席していない子ども（兄弟姉妹）を預ける場合
- (2) 前回の援助から期間があいて、子どもの状況が変わった場合
- (3) 内容の異なる依頼の場合
- (4) 年度をまたいで継続する依頼の場合

Q アドバイザーと会員は、どのような関係にありますか？

A アドバイザーは会員相互の援助活動が円滑に行われるように調整をする役割です。アドバイザーは会員に指示を出すことはなく、活動を強制することはありません。

アドバイザーは依頼会員からの援助の申し込みに援助会員を紹介します。

援助を行う時間、内容は、援助会員の都合によって決まるもので、アドバイザーの指示によるものではありません。

トラブルを避けるために会員間の相互援助活動の調整をし、適切なアドバイスをすることはありますが、援助活動について一般的または具体的な指揮監督を行うものではありません。

依頼会員

Q

紹介してもらえる援助会員は、1人だけですか？

A

原則1人ですが、依頼の内容や援助会員の状況によって異なります。

Q

当日依頼などの急な対応は、してもらえますか？

A

事前に打ち合わせを行ってからの援助になりますので、初めての方は対応できません。ただし、引き受けてくれる援助会員がいて、事前打ち合わせの時間が確保でき、契約が成立できる場合のみ対応できます。できるだけ期間に余裕を持って依頼されることをお勧めします。詳しくは、ファミサポセンターに相談してください。

Q

保育園から習い事に連れて行ってほしい時、習い事の道具はどうしたらいいですか？

A

前日までに依頼会員から援助会員に渡しておいてください。

Q

病気中の子どもを預けることは、できますか？

A

病気中、病後は預けることができません。また、保護者の代わりに病気の子どもを保育施設等に迎えに行くこともできません。

Q

援助会員への援助依頼は、必ず引き受けてもらえますか？

A

援助会員が行う援助は、有償ボランティアなので、依頼内容によってはお断りされる場合もあります。事前にファミサポ以外の手段も考えておく心安心です。

Q

複数の子どもを預かることは、できますか？

A

1対1で預かることが原則です。複数の依頼会員の子どもを同時に預かることはできません。ただし、1人の依頼会員の子どもを兄弟姉妹で預かることを依頼された場合で、援助会員が複数の子どもを預かれるような状況であれば可能です。

Q

預かってもらってからの時間の延長は、できますか？

A

援助会員の承諾があればできますが、援助会員の負担になるので、時間の変更は極力避けてください。



Q

子どもに必要な用品は、誰が準備するのでしょうか？

A

援助活動中の子どもに必要な用品は依頼会員が準備します。なお、チャイルドシートはファミサポセンターにも用意があります。(数に限りがあります。)

Q

家にペット（犬・猫・うさぎ・金魚等）がいても良いですか？

A

アレルギーなどがある場合も考えられるので、事前にお知らせください。

Q

1人の子どもを2人の援助会員で預かることは、できますか？

A

会員間の合意があれば可能です。また、この場合の報酬については、1人分の支払いとなりますので、援助会員が報酬を分けるなど当事者同士で話し合いをしてください。

Q

援助活動の際、自宅からではなく出先のスーパーから迎えに行った場合、途中でけがをしたら保険は適用されますか？

A

適用されません。援助会員傷害保険が適用されるのは、自宅と依頼会員宅あるいは保育所など依頼会員が指定する場所との通常の経路のみです。

Q

預かった子どもが公園などでケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか？

A

適用されます。ただし、依頼会員がさせてほしくない遊びもありますので、預かるときによく話し合ってください。

Q

子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？

A

「援助会員傷害保険」と「依頼子ども傷害保険」は適用されます。しかし、「賠償責任保険」は適用されません。賠償事故については援助会員個人の自動車保険で対応してください。

Q

援助会員の都合が悪くなり援助活動ができなくなってしまったときは、どうすればよいですか？

A

速やかにファミサポセンターに連絡をしてください。代わりに活動可能な援助会員を探して依頼会員に連絡します。可能な限り対応しますが、できない時もあります。ご了承ください。

Q

保育所等への送迎の際、援助会員証を忘れてしまった場合、どうすれば良いですか？また、紛失してしまった場合はどうしますか？

A

保育施設側が引き渡してくれない場合もあります。身分を証明できるもので援助活動中であることを伝えてください。また、紛失した場合は、速やかにファミサポセンターに連絡してください。再発行します。

Q

子どもの預かりを複数の援助会員で行う場合、引継ぎはどうしますか？

A

引継ぎの時間を10分程度設けています。活動の切替わり時間を挟んで前後5分を援助会員同士で延長し合っていただき、安全に活動が引き継げるようにしてください。

ファミリー・サポート・センター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、幸田町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成19年幸田町要綱第76号)第14条の規定に基づき、円滑な事業実施に必要な事項を定めるものとする。

(入会の手続き)

第2条 本会への入会は、依頼会員入会申込兼登録書(様式第1号)及び援助会員入会申込兼登録書(様式2号)を幸田町ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)に提出して行うものとする。

(退会の手続き)

第3条 本会を退会しようとするものは、退会届(様式第3号)をセンターに提出して行うものとする。
この場合において、現に援助活動を行っている会員は、退会しようとする1か月前までに届出なければならない。

(会費)

第4条 本会の会費は、入会金等名目にかかわらず、一切徴収しない。

(援助活動の基本)

第5条 会員はお互いに尊重し、児童の福祉が向上するように、誠実に援助活動を行わなければならない。

(会員の責務)

第6条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 幸田町及びセンターが定めた事項を遵守すること。
- (2) 相互援助活動により知りえた個人の秘密を、他へ漏らさないこと。
- (3) 物品の斡旋、販売等を行わないこと。
- (4) 自己の思想、信条を押し付けないこと。
- (5) 規定の報酬以外の金品等の授受は行わないこと。
- (6) 援助活動を行う上での、アドバイザーの指示に従うこと。
- (7) 特定の候補者への支援要請等の政治的活動に利用しないこと。
- (8) その他相互援助活動と関係しない事柄に利用しないこと。

(会員証の携行)

第7条 援助活動を行う場合は、会員証(様式第4号)を携行しなければならない。

(援助活動の記録)

第8条 援助会員は、援助活動を実施したときは援助活動報告書(様式第5号)及び継続援助活動記録簿(様式第6号)に記録しなければならない。

(研修会への参加)

第9条 会員は、センターが実施する研修会又は講習会に参加するように努めなければならない。

(事故等への対応)

第10条 援助会員は、活動中に事故等が発生したときは、速やかに所要の措置を講じた後、その旨を依頼会員に報告しなければならない。前項の措置を行った援助会員は、直ちにセンターに報告しなければならない。この場合において、センターの開所時間外に発生した事故等にあつては翌開所時間に行うものとする。

(報告)

第11条 会員は、アドバイザーから報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(報酬)

第12条 依頼会員は、相互の援助活動の実施後、援助会員に対し別表に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月1日から施行する。

別表(第12条関係)
報酬基準額表

援助活動時間:午前7時から午後8時まで			
①30分以下の活動			
		平日	土・日・祝日・年末年始
(ア)	終了時刻が 午後7時を超えない	500円	550円
(イ)	終了時刻が 午後7時を超える	550円	600円
②30分を超えて1時間以下の活動			
(ウ)	終了時刻が 午後7時を超えない	700円	800円
(エ)	終了時刻が 午後7時を超える	700円+100円	800円+100円
③1時間を超える活動			
(オ)	終了時刻が 午後7時を超えない	700円×援助時間	800円×援助時間
(カ)	終了時刻が 午後7時を超える	700円×援助時間+100円	800円×援助時間+100円
※活動時間が1時間を超えた場合、30分以下は報酬基準額(700円または800円)の半額 ※30分を超えて1時間以下の場合、1時間として計算 ※きょうだいで預かった場合は、2人目以降半額 ※活動時間が異なるきょうだいを預かった場合は、時間の短い方を半額			

ホームページのご案内

幸田町ファミリー・サポート・センターのホームページは、こちら↓

幸田町ファミサポ

検索



<https://www.town.kota.lg.jp/soshiki/8/875.html>

会員登録書や活動報告書は、ファミサポセンターにてお渡ししていますが、ホームページからもダウンロードできます。ご活用ください。



緊急連絡網

活動中に事故が発生した場合は、子どもの安全を最優先に行動し、応急処置などの対応を行ってください。直ちに保護者に報告し、指示を仰いでください。必要に応じて救急車を呼び、病院の受診等の処置を行ってください。ファミサポセンターへの連絡も速やかをお願いします。

緊急連絡網

援助活動中に緊急事態が発生した場合は、保護者に連絡後、下記へ連絡してください。

援助活動中
緊急事態発生!!

月～金曜日 午前8時30分～午後6時
ファミリー・サポート・センター事務局
☎ 0564-62-4718

土曜日 午前8時30分～午後12時30分
上六栗子育て支援センター
☎ 0564-62-8333

時間外

幸田町役場代表電話(当直室)
☎ 0564-62-1111

※ファミサポセンター職員に連絡したい旨を伝えてください。必要に応じてファミサポセンター職員より折返し連絡します。

消防署 119

警察署 110

問い合わせ
入会申し込み先

幸田町ファミリー・サポート・センター

〒444-0123

額田郡幸田町大字上六栗字堀合31番地1

TEL/FAX 0564-62-4718

受付時間 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後6時

E-mail famisapo@town.kota.lg.jp

幸田町ファミサポ

検索

